

大分県地震・津波等被害防止対策緊急事業実施要領

平成23年5月13日 防危第401号伺定

平成24年4月 1日 防危第 89号改正

平成25年4月 1日 防対第 16号改正

第1 趣旨

今般の東日本大震災は、国や自治体の想定を大きく上回る規模となり、とりわけ津波が東日本を中心に甚大な被害をもたらした。

中央防災会議においても今回の地震の分析及び今後発生が予見される地震の規模や被害予測の見直しが行われているが、本県についても従来から東南海、南海地震など大規模な地震の発生が予想されている。また、その震源域が日向灘沖までつながる可能性が指摘される中で、県としても国の見直しを待つだけでなく、県民の生命を守るための対策を緊急に講じる必要がある。

このため、市町村が実施する地震、津波の被害防止対策事業に対して支援を行うことにより、県民の安全、安心の確保を図るものである。

第2 事業内容等

事業内容、事業実施主体及び採択基準は別紙のとおりとする。

- (1) 地震、津波の被害から速やかに避難するために必要な避難路及び設備、ハザードマップの整備、資材及び用品等の整備に関するもの
- (2) 地震、津波発生時に、一時的な避難場所となる避難地等の整備に関するもの
- (3) 地震、津波発生時に救援、支援が到達するまでの間、避難地での避難生活を維持するために必要な設備、資材及び用品等の整備に関するもの
- (4) 防災士の活動支援に関するもの
- (5) その他

第3 事業の申請

市町村長は、事業採択申請書（第1号様式）に事業計画書その他必要書類を添付して知事に採択の申請を行うものとする。

第4 事業の採択

知事は、第3又は第5の規定により提出された申請書の内容を審査し、適当であると認めるときは、事業採択通知書（第2号様式）又は事業計画変更承認通知書（第4号様式）により通知するものとする。

第5 事業計画の変更

第4の規定により採択された事業計画を変更する場合は、事業計画変更承認申請書（第3号様式）に変更後の事業計画書その他必要書類を添付して知事に変更の申請

を行うものとする。

第6 事業の完了報告

市町村長は、計画内容の全てが完了した場合、事業完了報告書（第5号様式）により遅滞なく知事に報告するものとする。

第7 事業の運営

事業実施主体は、当該事業で整備した防災施設等を高度に利用し、県民の安全、安心の確保を図るために活用するものとする。

第8 事業の指導

知事及び市町村長は、この事業の円滑かつ効果的な推進を図るため、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

第9 助成措置

知事は予算の範囲内において、この事業の実施に要する経費を別に定めるところにより補助するものとする。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、知事が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、市町村長が平成23年5月13日以降に予算を計上する大分県地震・津波等被害防止対策緊急事業から適用する。

附 則（平成24年4月1日）

この要領は、平成24年度の予算に係る大分県地震・津波等被害防止対策緊急事業から適用する。

附 則（平成25年4月1日）

この要領は、平成25年度の予算に係る大分県地震・津波等被害防止対策緊急事業から適用する。

別 紙

事業名	事業実施主体	事業内容	採択基準	補助率
1. 避難路整備事業	市町村	地震、津波等から速やかに避難するために使用する通路を整備（避難誘導灯等の設置を含む。）するのに要する経費（測量試験費を含む。ただし、維持管理費は含まない。他の補助対象事業について同じ。）に対し補助。	以下の要件を全て満たすこと。 ① 整備適地として地元関係者と合意が図られていること。 ② 国の補助事業や助成制度での購入・整備が困難であること。 ③ 地元関係者等の経済的負担を伴わないこと。 ④ 津波の避難路については、原則として2-④の条件に該当する避難地へ通じるものであること。	1/2 以内 （ただし、地方債を利用することができる事業については、地方債を利用する部分と利用しない部分（上限 500 万円）に区分すること
2. 避難地整備事業		地震、津波等発生時の一時的な避難場所となる避難地（避難タワーを含む。）等を整備するのに要する経費に対し補助。	以下の要件を全て満たすこと。 ① 整備適地として地元関係者と合意が図られていること。 ② 国の補助事業や助成制度での購入・整備が困難であること。 ③ 地元関係者等々の経済的負担を伴わないこと。 ④ 津波の避難地については、原則として i 「大分県津波浸水予測調査」（平成 16 年）に示された既定値（以下、「既定値」という。）の 3 倍の高度以上に設ける場合 ii 既定値の 2 倍の高度以上に設けるものであって、i と併せて確保（整備）する場合 iii 既定値の 2 倍の高度以上に設けるものであって、i に該当する既存の施設がある場合のいずれかに該当するものであること。	とし、地方債を利用する部分については、地方債充当（予定）額を除いた残額の 1/2 以内とし、地方債を利用しない部分については、1/2 以内とする。）

事業名	事業実施主体	事業内容	採択基準	補助率
3. 地震津波ハザードマップ整備事業	市町村	地震、津波等から速やかに避難するために、危険区域、避難地及び避難経路等を記載した地図を整備するのに要する経費	以下の要件を全て満たすこと ① 最新の津波浸水予測区域を反映したものであること。 ② 国の補助事業や助成制度での購入・整備が困難であること。 ③ 地元関係者等の経済的負担を伴わないこと。	1/2 以内 (ただし、地方債を利用する事業については、補助対象経費から地方債充当(予定)額を除いた残額の1/2 以内とする。)
4. 防災情報通信設備整備事業		地震、津波等から速やかに避難するために必要な防災行政無線、高所カメラ等を設置するのに要する経費に対し補助。	以下の要件を全て満たすこと。 ① 整備適地として地元関係者と合意が図られていること。 ② 国の補助事業や助成制度での購入・整備が困難であること。 ③ 地元関係者等の経済的負担を伴わないこと。	
5. 災害時非常用備蓄品整備事業		地震、津波等から速やかに避難するため、又は救援、支援が到達するまでの間、避難地での避難生活を維持するために必要な避難誘導用品及び非常用資機材等(非常食等個人が消費するものは除く。)を購入するのに要する経費、及びこれらを保管するための備蓄倉庫を設置するのに要する経費に対し補助。	以下の要件を全て満たすこと。 ① 整備適地として地元関係者と合意が図られていること。 ② 国の補助事業や助成制度での購入・整備が困難であること。 ③ 地元関係者等の経済的負担を伴わないこと。	

事業名	事業実施主体	事業内容	採択基準	補助率
6. 海拔等表示板設置事業	市町村	津波から速やかに避難するために必要な海拔等表示板を設置するのに要する経費に対し補助。	以下の要件を全て満たすこと。 ① 表示板の位置の決定及び取付の立ち会いは、原則として自治会等地元関係者又は自主防災組織等が行うこと。 ② 国の補助事業や助成制度での購入・整備が困難であること。 ③ 地元関係者等の経済的負担を伴わないこと。	1/2 以内 (ただし地方債を用する事業については補助対象経費から地方債充当(予定)額を除いた残額の 1/2 以内とする。)
7. 避難所等案内標識等設置事業		地震、津波等から速やかに避難するために必要な避難所や経路等を案内する看板及び標識等を設置するのに要する経費に対し補助。	以下の要件を全て満たすこと。 ① 整備適地として地元関係者と合意が図られていること。 ② 国の補助事業や助成制度での購入・整備が困難であること。 ③ 地元関係者等の経済的負担を伴わないこと。	
8. 警戒標識・案内表示等設置事業		地震、津波等から速やかに避難するために必要な津波警戒標識、避難経路等案内標識及び避難場所標識等を設置するのに要する経費に対し補助。	以下の要件を全て満たすこと ① 整備適地として地元関係者と合意が図られていること ② 国の補助事業や助成制度での購入・整備が困難であること。 ③ 地元関係者等の経済的負担を伴わないこと。	
9. 防災士活動支援事業		市町村が実施する防災士の研修及び訓練等に要する経費に対し補助。	以下の要件を全て満たすこと ① 国の補助事業や助成制度での購入・整備が困難であること。 ② 地元関係者等の経済的負担を伴わないこと。	
10. その他		地震、津波等被害防止対策に資する事業に要する経費に対して補助。	以下の要件を全て満たすこと ① 国の補助事業や助成制度での購入・整備が困難であること。 ② 地元関係者等の経済的負担を伴わないこと。	

(第 1 号様式)

年度 大分県地震・津波等被害防止対策緊急事業採択申請書

第 年 月 日
号

大分県知事 殿

市町村長 印

年度大分県地震・津波等被害防止対策緊急事業にかかる事業計画書について、別紙のとおり作成したので、採択されるよう、大分県地震・津波等被害防止対策緊急事業実施要領第 3 の規定により申請します。

(第2号様式)

年度 大分県地震・津波等被害防止対策緊急事業採択通知書

第 号
年 月 日

市町村長 殿

大分県知事 印

年 月 日付け 第 号で採択申請のあった、 年度
大分県地震・津波等被害防止対策緊急事業計画について承認したので、大分県地震・津
波等被害防止対策緊急事業実施要領第4の規定により通知します。

(第3号様式)

年度 大分県地震・津波等被害防止対策緊急事業計画変更承認申請書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

市町村長 印

年 月 日付け 第 号で採択通知のあった、 年度大分
県地震・津波等被害防止対策緊急事業について、下記の理由により事業計画を変更した
いので、大分県地震・津波等被害防止対策緊急事業実施要領第5の規定により申請しま
す。

記

- 1 変更理由
- 2 添付資料 変更事業計画書（別紙様式）

(第4号様式)

年度 大分県地震・津波等被害防止対策緊急事業計画変更承認通知書

第 号
年 月 日

市町村長 殿

大分県知事 印

年 月 日付け 第 号で申請のあった、 年度大分
県地震・津波等被害防止対策緊急事業計画の変更について承認したので、大分県地震・
津波等被害防止対策緊急事業実施要領第4の規定により通知します。

(第5号様式)

年度 大分県地震・津波等被害防止対策緊急事業完了報告書

第 年 月 日
年 月 日

大分県知事 殿

市町村長 印

年 月 日付け 第 号で事業採択された 年度大分県
地震・津波等被害防止対策緊急事業について、計画内容の全てが完了したので、大分県
地震・津波等被害防止対策緊急事業実施要領第6の規定により報告します。